

教 育 課

(学 校 教 育)

学校教育指導の方針と重点	12
活用してほしい資料一覧	23
学校訪問実施要項	28
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて	29
特別支援教育巡回相談員の派遣について	30
特別支援教育専門家チームについて	32
事故、感染症等の報告	33
児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合	33
感染症、食中毒等の場合	34
鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合	35
送付票〔様式1〕	36
麻しん・風しんの発生及び措置状況〔様式2-1〕	37
食中毒・経口感染症等の報告（市町村立）	38

「上北の教育」 学校教育指導の方針と重点 全体構造図

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

重 点

1-1 授業の充実

- ④ 1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
 - (1) 単元や題材の計画
 - (2) 「めあて（学習課題）」と解決方法の「見通し」の明確化
 - (3) 自己の考えを広げ深める対話的な学びの工夫
 - (4) 学習内容の定着を図る「まとめ」と次の学びにつなげる「振り返り」の場の設定
- 2 学習環境づくりと学習習慣の確立
- 3 学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準の見直し・活用

1-2 総合的な学習の時間の充実

- 1 学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善
- 2 探究的な学習活動の充実
- ④ 3 信頼される評価のための多様な評価及び過程の評価の充実

2 道徳教育の充実

- 1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実
- ④ 2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
- 3 郷土を愛する心を育む指導の充実

3 特別活動の充実

- ④ 1 話し合いを生かした学級活動の充実
- 2 主体的に活動する児童会活動・生徒会活動の工夫
- 3 所属感や連帯感を深める学校行事の充実
- 4 協力して興味・関心を追究するクラブ活動の工夫（小学校）
- 5 特別活動の全体計画、年間指導計画の共通理解及び改善

4 体育・健康教育の充実

- 1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- ④ 2 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実
- 3 食に関する指導の充実
- ◎ 4 安全管理及び安全教育の充実

5 生徒指導の充実

- ④ 1 基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指す協働的な指導体制の充実
- 2 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実
- 3 児童理解・生徒理解を深める教育相談の充実
- ◎ 4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

「方針」を踏まえて12の「重点」と「実践の強調点」「充実のために（複式教育）」を設定し、特にお願いしたい項目には“特”を、児童生徒の命に関わる項目には“◎”を表示しています。

6 キャリア教育の充実

- 特 1 キャリア教育における指導体制の整備・充実
- 2 児童生徒が主体的にキャリア形成するための、「キャリア・パスポート」等を活用した指導の充実
- 3 啓発的体験活動の充実

7 特別支援教育の充実

- 1 校内支援体制の充実
- 特 2 個別の指導計画等の活用による指導の充実
- 3 家庭や地域社会、関係機関との連携

8 環境教育の推進

- 特 1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- 2 環境に関わる体験活動の充実

9 国際化に対応する教育の推進

- 1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- 特 2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- 3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

10 情報化に対応する教育の推進

- 1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- 特 2 学習指導におけるICTや各種統計資料等の効果的な活用
- 3 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

11 研修の充実

- 1 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- 特 2 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- 3 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

12 複式教育

- 1 校内体制の整備・充実
- 2 実情に即した年間指導計画の作成
- 特 3 学習指導の工夫・充実

学校教育指導の方針と重点

この学校教育指導の方針と重点は、学習指導要領、青森県で定めた「青森県教育振興基本計画 2019～2023年度」、「青森県教育施策の方針」、「令和5年度学校教育指導の方針と重点」及び『「上北の教育」の重点に係る調査」等を基に、管内小・中学校の現状を踏まえて設定したものである。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

上北の学校教育においては、子供たちが社会の中で自立するための力を身に付け、国内外で活躍できる人財として成長できるよう、「生きる力」の育成を目指し、その構成要素である確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視している。そして、これまでも、子供たちが自ら学び自ら考える力や他者と協調し他者を思いやる心、たくましく生きるための健康や体力などを育む教育の推進に取り組んできている。

今後の学校教育においては、複雑で予測困難な時代の中でも、子供たちが、社会の変化に主体的に関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、必要な力を育てていくことが重要である。こうした力は、「生きる力」そのものであり、今後も、「生きる力」の育成を図るとともに、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志の実現に向けた教育を展開することが必要である。

各学校においては、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、*資質・能力の三つの柱を踏まえながら明確にし、具体的で評価可能な教育目標を設定する必要がある。その上で、教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要である。また、資質・能力を育むための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色のある教育活動を展開するとともに、教育活動の質を向上させ学習の効果の最大化を図る、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

なお、障害のある（障害の可能性のある）教育上特別な支援を必要とする児童生徒への指導をはじめとした「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」、学級経営や生徒指導、キャリア教育、健康・安全に対する指導については、児童生徒一人一人の発達を支える視点から、多様な能力・適性、興味・関心、性格等を的確に捉え、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等と連携・協力していくことが重要である。

学校教育の成否は、直接の担い手である教員の資質によるところが大きい。各学校においては、教員の働き方改革を進めていくとともに、日常の研究・研修に関わる取組や相互のコミュニケーションを通して、教員の資質の向上を図り、より望ましい教育の創造を目指していくことが大切である。

*資質・能力の三つの柱：「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」

重点 1 - 1

授業の充実

実践の強調点

特 1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- (1) 単元や題材の計画
単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面、対話する場面、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか考え、実現を図る。
- (2) 「めあて（学習課題）」と解決方法の「見直し」の明確化
児童生徒から疑問を引き出すなどして、解決の必然性・必要感のある「めあて（学習課題）」を設定する〈動機付け〉とともに、予想などから解決方法の「見直し」を明確にもたせる〈方向付け〉。
- (3) 自己の考えを広げ深める対話的な学びの工夫
学習形態を工夫し対話を通して課題を解決するなど、児童生徒の実態に即した多様な解決方法を取り入れ、思考力、判断力、表現力等を育成する。また、児童生徒が各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ（生かし）ながら問題を見いだして解決するなど、過程を重視した学習を工夫する。
- (4) 学習内容の定着を図る「まとめ」と次の学びにつなげる「振り返り」の場の設定
児童生徒の言葉を生かして学習内容をまとめ、一人一人の学びを振り返る場を設定することによって、学んで得た知識や技術を関連付けたり、自身の変容に気付かせて身に付いた資質・能力を自覚させたりする。また、未解決事項や深めたい事項を明らかにすることにより次時の学びにつなげる。

2 学習環境づくりと学習習慣の確立

- (1) 調べ学習や主体的な学習を進める環境づくりをし、学校図書館やICTの日常的・効果的な活用を図る。
- (2) 学び方を身に付けさせ、家庭と協力しながら学習習慣の確立を図る。

3 学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準の見直し・活用

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導と評価の一体化を目指して、各教科等の年間指導計画及び評価規準を見直し、その活用を図る。
- (2) 授業においては、評価の観点を明確にし、指導に生かす評価・記録に残す評価を行う。

重点 1 - 2

総合的な学習の時間の充実

実践の強調点

1 学習指導要領の趣旨に沿った指導計画の改善

全教育活動との関連や小・中学校相互に情報を共有しながら、六つの要素（目標、内容、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価）を示した全体計画及び各教科等との関連を示した年間指導計画の改善を図る。

2 探究的な学習活動の充実

- (1) 探究課題の解決や探究的な学習の過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）においては、各教科等で身に付けた資質・能力を積極的に活用し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動の充実に努める。
- (2) 地域の教材や学習環境を活用し、体験活動や観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。

特 3 信頼される評価のための多様な評価及び過程の評価の充実

- (1) 各学年の目標を踏まえ、具体的な児童生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定するとともに、評価場面や評価方法等を計画する。
- (2) 多様な評価方法を適切に組み合わせながら、学習の結果だけではなく学習の過程も評価し、多面的な評価に努める。

重点 2

道徳教育の充実

実践の強調点

1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 校長の経営方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が参画し、協力して道徳教育を展開する指導体制の整備・充実を図る。
- (2) 各学校の道徳教育の重点目標を達成するために、道徳教育の全体計画及び別葉の見直しに努める。

2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 年間指導計画に、各時間のねらいや指導の概要等を明示したり、授業の評価や反省を記入する欄を設けたりするなどし、指導の効果の積み重ねを図る。
- ⑨ (2) 児童生徒の発達段階や特性等を考慮するとともに、道徳科の特質を踏まえた、問題解決的な学習、体験的な学習を適切に取り入れるなど、多様な指導方法の工夫に努める。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 家庭や地域社会との共通理解に基づき、連携・協力体制の整備・充実を図る。
(道徳教育の方針や計画の公表、道徳科授業の公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定等)
- (2) 地域教材及びその素材の保存と共有、地域の実態に応じた開発と活用に努める。

重点 3

特別活動の充実

実践の強調点

1 話し合いを生かした学級活動の充実

- ⑨ (1) 学級活動の内容や資質・能力を育成する学習過程について、全教職員で共通理解を図る。
- (2) 学級や学校における諸問題の解決や組織づくり等について話し合い、合意形成を図り、実践する活動と振り返りの充実に努める。
- (3) 生活や学習への適応及び一人一人のキャリア形成等について話し合い、意思決定し、他教科等と関連させながら、自己の課題の解決や社会参画意識の醸成を図る。

2 主体的に活動する児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1) 学校生活上の諸問題の解決や組織づくり等について話し合い、合意形成を図り、決めたことの実践と振り返りの充実に努める。
- (2) 児童会においては、高学年が中心となり全児童が異年齢集団による交流を図るよう、また、生徒会においては、ボランティアや社会的活動等を通して社会参画意識を醸成するよう、全教職員の適切な指導と学校の一貫した指導体制下での運営に配慮する。

3 所属感や連帯感を深める学校行事の充実

- (1) 学校や地域の実態に応じて、他教科等と関連させながら、行事の種類ごとに、行事の重点化や行事間の関連・統合を図るとともに、学校の創意工夫を生かして、学校生活に秩序と変化を与える諸行事の充実に努める。
- (2) 学校行事の実施に当たっては、児童生徒が、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して学年や学校という、より大きな集団の一員であることを自覚し、人と人との触れ合いやつながりを深められるよう、事前・事後の指導の充実に努める。

4 協力して興味・関心を追究するクラブ活動の工夫（小学校）

- (1) 児童が具体的な活動計画を立てて役割分担し、必要に応じて話し合い活動を行い、協力して運営ができるよう、指導の充実に努める。
- (2) クラブ活動の教育的意義について全教職員で共通理解を図り、各教科等と関連させながら、児童の興味・関心に応じてクラブを設置するとともに、活動の意義について発表したり、振り返ったりする活動の充実に努める。

5 特別活動の全体計画、年間指導計画の共通理解及び改善

- 学習指導要領に基づき、全体計画及び年間指導計画について、全教職員で共通理解を深めるとともに、改善に努める。

重点 4

体育・健康教育の充実

実践の強調点

1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 児童生徒が自己の能力に適した課題を見付け、思考し判断しながら、課題を解決する学習過程となるように努める。また、児童生徒の運動量の確保にも十分配慮する。
- (2) 児童生徒が教育活動全体において、体力テストの結果等から明らかになった課題に取り組んだり、仲間とともに多様な運動に親しんだりできる場や時間を設定し主体的に体力を高める機会の確保に努める。また、家庭や地域社会、関係機関と連携し、運動の習慣化を図る。

◎2 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実

- (1) 学校保健計画に基づき、児童生徒の心身の健康状態を把握して個人や集団の課題を明確にし、学校保健委員会等を機能させながら家庭や地域社会、関係機関と連携して、指導の充実に努める。
- (2) 児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、適切に意思決定や行動選択できるようにするために、保健教育の充実に努め、具体的な実践に結び付くように努める。

3 食に関する指導の充実

- (1) 給食の時間、特別活動、各教科等において、食に関する指導を関連付け、学習した内容を日常生活に生かせるような指導に努める。また、計画の立案から実施に至るまでの経過、手順や方法、成果等についての総合的な評価を行う。
- (2) 児童生徒の食物アレルギーの把握、食に関する危機管理のための体制整備等、衛生・安全面に十分配慮する。

◎4 安全管理及び安全教育の充実

- (1) 各学校の実情に応じた学校安全計画及び危機管理マニュアルの活用と評価・見直しができるよう、その内容を教職員間で共通理解する場や検討する場の設定をする。また、学校安全委員会等を機能させながら、家庭や地域社会、関係機関と連携して、児童生徒の安全を確保する体制の整備に努める。
- (2) 自他の生命尊重意識を基盤とし、身近にある危険を予測・回避し、安全に行動できるようにするための発達の段階に応じた指導の工夫に努める。

〔◎〕…命に関わる項目

重点 5

生徒指導の充実

実践の強調点

◎1 基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成を目指す協働的な指導体制の充実

- (1) 全教職員の共通理解の下に全校で取り組む重点的な指導事項を設定し、実践状況を確認するための場を定期的に設け、改善を図る。
- (2) 児童生徒の実態に応じた指導を行うために、事例研究・演習等を含めた校内研修を積極的に実施することにより、教職員一人一人の資質向上と、学校組織としての指導力向上を図る。
- (3) 近隣の小中学校、家庭、地域社会及び関係機関との協働的な指導体制を推進し、不登校・問題行動等の未然防止に努める。

2 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実

児童生徒が主体的に取り組めるような場を工夫することにより、生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実に努める。

3 児童理解・生徒理解を深める教育相談の充実

- (1) 日常的な関わり、個に応じた教育相談、アンケート調査などを通し、児童生徒の内面理解に努める。また、日常的な指導状況について教職員間及び保護者との確実な情報共有を図る。
- (2) 積極的に教育相談などを行うことで、児童生徒の悩みや不安を早期に把握し、不登校・問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (3) 個々の状況に応じて、外部専門家の活用を図り、児童生徒にとってより適切な支援となるよう努める。

◎4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの実現に向けて、児童生徒が主体となるいじめ防止活動を推進する。
- (2) 外部専門家を活用した児童生徒の変化に関する情報について全教職員で素早く共有し、いじめに対してハートフルリーダーを中心として組織的対応と積極的な認知に努める。

〔◎〕…命に関わる項目

重点 6

キャリア教育の充実

実践の強調点

① キャリア教育における指導体制の整備・充実

- (1) 学級活動をキャリア教育の要として位置付けた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを図る。
- (2) キャリア教育担当教師等を中心に、キャリア教育で育む資質・能力や具体的な指導場面等について全教職員で共通理解を図り、指導の充実に努める。

2 児童生徒が主体的にキャリア形成するための、「キャリア・パスポート」等を活用した指導の充実

- (1) 将来の夢や目標の実現に向け、学ぶこと、働くこと、生きることの結び付きについて考えたり、身の回りにある課題を解決したりするために、主体的な意思決定に基づいて協働的に活動する場を学級活動等の中に意図的に位置付けた指導に努める。
- (2) 児童生徒が自己理解を深め、主体的な学びの実現や今後の生活の改善に生かすことができるよう、「キャリア・パスポート」等を活用した指導に取り組む。
- (3) 児童生徒一人一人の生活や人間関係、生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意思と責任で選択、決定することができるようにするためのキャリア・カウンセリングを、教育相談や二者・三者面談等の機会を通して計画的・継続的に実施する。

3 啓発的体験活動の充実

[小学校]

学級や学校、家庭や地域のために、身の回りの人と力を合わせ、工夫しながら役割を果たす活動に取り組みせ、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解を図る。

[中学校]

集団や社会のために、他者と協力し、自らの能力や適性を生かしつつ責任をもって役割を果たす活動に取り組みせ、社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成を図る。

重点 7

特別支援教育の充実

実践の強調点

1 校内支援体制の充実

- (1) 特別支援教育に関する委員会等を設置し、児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行いながら、校内支援体制の充実に努める。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援学校等の関係機関との連携を図りながら、校内外の研修の充実による教職員の専門性の向上を図る。
- (3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画を基に教育課程を適切に編成し、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた組織的な支援に努める。

2 個別の指導計画等の活用による指導の充実

- (1) 共生社会の形成に向けて、全ての児童生徒が共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となるよう、ねらいを明確にした、組織的な交流及び共同学習の実施に努める。
- ① (2) 特別支援学級在籍や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の指導計画等を基に、自立活動を中心とした指導内容及び指導方法を教職員間で共有し、指導の評価、改善を行い、障害の状態等に応じた指導の充実に努める。また、通常の学級に在籍する障害等のある児童生徒については、個別の指導計画等の作成に努め、教職員間の情報共有を図り、困難さに応じた指導の充実に努める。
- (3) 個別の指導計画等を基に、校内及び校種間における引継体制の整備・充実に努める。

3 家庭や地域社会、関係機関との連携

- (1) 共生社会の形成に向けて、連携した支援を進めるために、家庭や地域社会へ特別支援教育に対する理解を促す。
- (2) 将来の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画等を基に、特別支援学校や福祉、医療、労働などの関係機関と連携した支援の充実に努める。

重点 8

環境教育の推進

実践の強調点

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- ⑨ (1) 環境教育の全体計画や年間指導計画を基に、全教職員で、環境教育を通して身に付けさせた力の共通理解と協力体制づくりを図り、教科等間の関連を踏まえた指導の工夫に努める。
- (2) 地域環境を共有する近隣の小・中学校が諸計画を交換したり、取組状況を報告したりしながら、地域の特色を生かした効果的で継続的な指導の工夫に努める。

2 環境に関わる体験活動の充実

- (1) 学習した内容が日常化につながるよう、体験活動の事前・事後指導の充実など、意識化・行動化に向けた指導の工夫に努める。
- (2) 環境保全に主体的に取り組む児童生徒を育成するため、家庭や地域社会と連携し、体験活動の充実を図る。

重点 9

国際化に対応する教育の推進

実践の強調点

1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- (1) 我が国の伝統や文化に関する教育の充実を図るとともに、郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等の素材を教材化し、全教育活動を通じた計画的な指導に努める。
- (2) 自分たちの伝統や文化を大切に思う気持ちを育むとともに、我が国と諸外国のよさに気付かせ、異なった文化や考えをもつ人々とも互いによさを認め合い、尊重し合おうとする態度を育成するための指導を工夫する。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- ⑨ (1) 外国語指導助手などの効果的な活用及び各学年の領域（聞くこと、読むこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕、書くこと）に応じた、互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動の工夫・充実に努める。
- (2) 小・中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導の工夫に努める。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- (1) 帰国児童生徒や外国人児童生徒に対して、年間を通じた計画的・継続的な生活適応指導・日本語指導等の工夫に努める。
- (2) 異なった文化や習慣への理解を深めるため、外国語指導助手や地域に暮らす外国人、外国生活経験者等との交流などを通して、世界への関心を高め、視野を広げる指導を工夫する。

重点 10

情報化に対応する教育の推進

実践の強調点

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成に向け、発達の段階や校種間の接続を踏まえた系統的な情報教育が展開されるよう、全体計画及び年間指導計画の見直しを図る。(特にプログラミング教育については、小学校ではプログラミングに関する学習活動を適切に位置付ける、中学校では技術・家庭科 技術分野 内容「D 情報の技術」において内容を充実させる。)また、各校の実態に即した教育情報セキュリティポリシーの実施手順を策定し、共通理解を図る。
- (2) 全ての教員が、授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒にICTの活用を指導する能力、情報モラルなどを指導する能力等を身に付け、効果的に指導することができるよう、各校の実態に応じて校内研修体制の充実に努める。

2 学習指導におけるICTや各種統計資料等の効果的な活用

- ④ (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各教科等の特質や内容に応じて、課題解決のために必要な情報を得たり、情報を整理・比較したり、情報を発信・伝達したり等、ICTの特性を生かした学習活動を学習過程に適切に位置づけて実施するように努める。
- (2) 各教科等の学習活動の際は、ICTの活用に加え、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の効果的な活用に努める。

3 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

- (1) 自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと、情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康との関わりを理解すること等、情報社会の特性と児童生徒の発達の段階や利用状況の実態に応じて、指導内容の見直しや更新を図り、計画的・継続的に指導するように努める。
- (2) 各教科等における指導及び生徒指導とも関連させた日常的な指導が行われるように指導体制を工夫する。また、指導の内容等について家庭との共通理解を図り、地域、関係機関等とも連携しながら指導するように努める。

重点 11

研修の充実

実践の強調点

1 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

- (1) 管理職のリーダーシップの下、全教職員が同僚性を発揮し、所属学年・専門教科の枠を越えて、日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実を図る。
- (2) 「教員等の資質の向上に関する指標」の趣旨や内容の周知を図り、専門職として調和の取れた研修及び一人一人が資質の向上に具体的に取り組める研修体制の整備を推進する。

2 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- (1) 全教職員の参画意識を高め、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法を明確にし、より実践的な研究に取り組む。
- ④ (2) 児童生徒の変容を具体的な姿で評価・検証し、研究で得た成果や課題を一般化することで授業改善に生かし、日常の実践につなげる取組を工夫する。

3 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- (1) 全教職員で学習指導要領の趣旨と内容の十分な理解を踏まえ、自校の実態に応じた教育課程の編成・実施・評価・改善を図り、実践的研究の充実に努める。
- (2) 特色ある教育活動の充実を目指し、地域の教育資源や学習環境の活用を図る。

複式教育

充実のために

1 校内体制の整備・充実

- (1) 複式指導についての研修を全校体制で計画的に実施し、日常の授業改善に努める。
- (2) 他学年との「合同学習」や他校との「集合学習」「交流学習」の場を、明確なねらいの下に一層積極的に設定し、社会性や向上心の育成に努める。

2 実情に即した年間指導計画の作成

複式指導を一層充実させるために、二つの学年の学習内容の関連を考慮して、単元の配列を工夫するなど、見通しをもった年間指導計画を作成する。変則複式が設置される学校は、単元の組合せや時間配当の工夫に努める。

3 学習指導の工夫・充実

- (1) 1 単位時間の授業において、学習内容の焦点化を図った間接指導、ねらいに迫る発問により深まりのある交流となる直接指導に努める。
- ④ (2) 間接指導の充実を図るために、学習の手順・方法や話合いの仕方等を、一人一人の児童生徒の実態に応じて身に付けさせるとともに、ガイドの育成、ワークシートやヒントカード、教室環境等の工夫、ICTの効果的な活用に努める。
- (3) 相手意識を明確にした発信をしたり、上学年の内容に触れたり、既習内容を振り返ったりする機会をつくるなど、授業の中での異学年交流の場の設定を工夫する。

活用してほしい資料一覧

1-1 授業の充実

- 言語活動の充実に関する指導事例集
～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【小学校版】 (平成23年10月 文部科学省)
- 言語活動の充実に関する指導事例集
～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～【中学校版】 (平成23年5月 文部科学省)
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料〔各教科等〕〔小学校、中学校〕
(令和2年 国立教育政策研究所)
- 教員向けパンフレット「スタートカリキュラム スタートブック」
(平成27年1月 国立教育政策研究所)
- 主体的に学ぶ力を育む授業改善ハンドブック (平成29年3月 青森県教育委員会)
- 発達や学びをつなぐスタートカリキュラム ～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～
(平成30年3月 国立教育政策研究所)
- 平成24・25年度小学校学習指導要領実施状況調査報告書 (平成30年3月 国立教育政策研究所)
- 平成25年度中学校学習指導要領実施状況調査報告書 (平成30年3月 国立教育政策研究所)
- 新しい時代を主体的に切り拓く小・中学生育成支援事業 平成30年度「改善シート」事例集
～学校課題解決に向けたPDCAサイクルの確立をめざして～
(平成30年3月 青森県教育委員会)
- 平成30年度全国学力・学習状況調査活用事例集 (平成31年3月 文部科学省)
- 新しい時代を主体的に切り拓く小中学生育成支援事業 研究実践校報告書集
(平成31年3月 青森県教育委員会)
- 令和4年度全国学力・学習状況調査報告書〔小学校、中学校〕 (令和3年 国立教育政策研究所)
<https://www.nier.go.jp/21chousakekkahoukoku/>
<https://www.nier.go.jp/jugyourei/r03/index.htm>
- 「学習評価の在り方ハンドブック」小・中学校編 (令和元年6月 国立教育政策研究所)
- 学びの質を高める授業スタンダード (令和2年3月 青森県教育委員会)
- 使ってみよう学力調査 調査問題活用の参考資料 (令和2年10月 国立教育政策研究所)
- 学びの質を高める授業スタンダード (実践編) (令和3年3月 青森県教育委員会)
- 令和4年度学習状況調査実施報告書 (令和3年12月 青森県教育委員会)

1-2 総合的な学習の時間の充実

- 今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編) (令和3年3月 文部科学省)
- 今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編) (令和4年3月 文部科学省)

2 道徳教育の充実

- 小学校道徳読み物資料集 (平成23年3月 文部科学省)
- 中学校道徳読み物資料集 (平成24年3月 文部科学省)
- 道徳教育指導資料「郷土資料にかかわる実践事例集」(小学校編) 及び (中学校編)
(平成25年3月 青森県教育委員会)
- 私たちの道徳 活用のための指導資料〔小学校編・中学校編〕 (平成26年11月 文部科学省)
- 道徳教育アーカイブ ～実践事例について～ (平成4年6月 文部科学省)
<https://doutoku.mext.go.jp/>
- 新型コロナウイルス～差別・偏見をなくそうプロジェクト～ (令和3年4月 日本学校保健会)
<https://stop-discrimination.hokenkai.or.jp/>

3 特別活動の充実

- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）
(平成30年12月 国立教育政策研究所)
- 学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）
(平成28年3月 国立教育政策研究所)
- 小学校特別活動映像資料学級活動編
(令和4年3月 国立教育政策研究所)

4 体育・健康教育の充実

【体育関係】

- 小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック
(平成23年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第1集「剣道指導の手引」参考資料
(平成22年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引」（三訂版）
(平成25年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第4集「水泳指導の手引」（三訂版）
(平成26年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第7集「体づくり運動」（改訂版）
(平成24年7月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第8集「ゲーム及びボール運動」
(平成22年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第9集「表現運動系及びダンス指導の手引」
(平成25年3月 文部科学省)
- 学校体育実技指導資料第10集「器械運動指導の手引」
(平成27年3月 文部科学省)
- 運動部活動の指針
(平成30年12月 青森県教育委員会)
- 小学校体育（運動領域）指導の手引～美しく身に付く体育授業～
(令和4年4月 文部科学省)

【学校保健関係】

- 「未来を担う子ども健康生活推進事業」健康副読本
(平成24年2月 青森県教育委員会)
- 薬物乱用防止教室マニュアル〔26改訂〕
(平成27年3月 日本学校保健会)
- がん教育推進のための教材
(令和3年3月一部改訂 文部科学省)
- がん教育推進のための教材 補助教材
(令和3年3月一部改訂 文部科学省)
- 外部講師を活用したがん教育ガイドライン
(令和3年3月一部改訂 文部科学省)
- 改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引
(平成31年3月 文部科学省)
- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引
(令和2年3月 文部科学省)

【食に関する指導関係】

- 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～
(平成29年3月 文部科学省)
- 学校におけるアレルギー疾患対応指針
(平成30年2月 青森県教育委員会)
- 食に関する指導の手引 第二次改訂版
(平成31年3月 文部科学省)

【学校安全関係】

- 防災安全の手引（二訂版）
(平成26年3月 青森県教育委員会)
- 第2次学校安全の推進に関する計画
(平成29年3月 文部科学省)
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引き
(平成30年2月 文部科学省)
- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
(平成31年3月 文部科学省)
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン+学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集
(令和4年2月 文部科学省)

5 生徒指導の充実

- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防
(平成21年3月27日 文部科学省)
- 生徒指導支援資料 1～7
(平成21年6月～ 国立教育政策研究所)
- 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
(平成22年3月 文部科学省)
- 生徒指導の役割連携の推進に向けて 小学校編
(平成22年3月 国立教育政策研究所)
- 生徒指導の役割連携の推進に向けて 中学校編
(平成22年3月 国立教育政策研究所)
- 「生徒指導リーフ」シリーズ Leaf1～22、増刊号
(平成24年4月～ 国立教育政策研究所)
- 子供に伝えたい自殺予防 - 学校における自殺予防教育導入の手引 -
(平成26年7月 文部科学省)
- いじめ問題に対する取組事例集
(平成26年11月 文部科学省)
- いじめ防止のためのリーフレット「大切な仲間だから」
(平成27年3月 青森県教育委員会)

- いじめのない学校づくり取組事例集 (平成28年3月 青森県教育委員会)
- いじめ対応の手引き (平成31年3月 青森県教育委員会)
- ネット安全利用啓発リーフレット「インターネットで キズつけない キズつかない」
(令和元年7月 青森県いじめ問題対策連絡協議会)
- 保護者や地域からの要望等への対応の手引き (令和3年7月 青森県教育委員会)
- 生徒指導提要 (令和4年12月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf
- いじめに対する理解を促す動画教材 (令和4年6月 文部科学省)

6 キャリア教育の充実

- 進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料
(平成21年3月～ 国立教育政策研究所)
https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html#sinro
- 小学校 キャリア教育の手引き〈改訂版〉 (平成23年5月 文部科学省)
- 中学校 キャリア教育の手引き (平成23年3月 文部科学省)
- 生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈総論編〉
(平成24年3月 青森県教育委員会)
- 生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈実践編〉
(平成26年3月 青森県教育委員会)
- キャリア教育リーフレットシリーズ特別編 キャリア・パスポート特別編 1～6
(平成30年5月～ 国立教育政策研究所)
- 「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 平成30年度版
(令和元年5月 国立教育政策研究所)
- あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～ (令和2年1月 青森県教育委員会)
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/kyaria_pasupoto.html
- 令和元・2年度地域と連携したキャリア教育推進事業 キャリア形成育成プログラム 指導事例集
(令和3年3月 青森県教育委員会)
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/career.pdf>

7 特別支援教育の充実

- 特別支援教育コーディネーター実践ガイド
(平成18年3月 独立行政法人 国立特殊教育総合研究所)
- 「特別支援教育支援員」を活用するために (平成19年6月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.pdf
- 小・中学校の特別支援教育を支えるための情報ガイド
(平成20年3月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)
- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック
～特別支援学級・通級指導学級・通常の学級～ (平成27年3月 青森県教育委員会)
- 小・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー
(平成28年3月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)
<https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/11519/20160411-131708.pdf>
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～
(平成29年3月 文部科学省)
- 交流及び共同学習（居住地校交流）の手引き
ー障害のある子どもが地域で共に学び共に育つためにー (平成29年3月 青森県教育委員会)
- 青森県教育支援ファイル
(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」)作成の手引き 改訂版
(平成30年3月 青森県教育委員会)

- 交流及び共同学習ガイド (平成31年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm
- 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド (令和2年3月 文部科学省)
<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>
- 時々サクッと読み返したくなる特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A
(令和4年1月 青森県総合学校教育センター)
http://ts.edu-c.pref.aomori.jp/index.php?key=mukv4hxve-212#_212
- 障害のある子供の教育支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm
- 特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談ガイドブック
(令和4年3月 青森県教育委員会)
- 青森県子どもの発達支援ガイドブック (令和4年3月 青森県教育委員会)
http://cms.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/files/aomorihattatsu_guide.pdf

8 環境教育の推進

- 授業に活かす環境教育 (平成21年5月 環境省総合環境政策局環境教育推進室)
<http://eco.env.go.jp/lib/env/nerai/index.html>
- 環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕 (平成26年10月 国立教育政策研究所)
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/kankyo_k_n_e.pdf
- 北東北三県共通環境ワークブック「あかるい未来につなぐ大切なふるさと&地球」
(平成31年2月 青森県・秋田県・岩手県)
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo_kankyoworkbook.html
- こども環境白書2019 (平成31年2月 環境省)
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo/h30/index.html>
- 環境教育指導資料〔中学校〕 (平成28年12月 国立教育政策研究所)
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/20170215.pdf>
- 環境学習Station 環境教育に役立つサイト (環境省)
<https://www.eco.env.go.jp/lib/class/>
- 環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」
(令和4年3月 環境省)

9 国際化に対応する教育の推進

- 小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック (平成29年6月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm
- 中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック (平成30年3月 青森県教育委員会)
- 青森県版中学校英単語集 VERSION V (平成30年6月 青森県教育委員会)
- 中学校外国語科移行期間における教師用指導資料 (平成31年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1414459.htm
- 小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック (平成31年3月 青森県教育委員会)
- 外国人児童生徒受入れの手引改訂版 (平成31年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- 外国人児童生徒等の教育の充実にについて(報告) (令和2年3月 文部科学省)
- 外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト「かすたねっと」 (文部科学省)
<https://casta-net.mext.go.jp>
- 外国語教育はこう変わる!
<https://www.youtube.com/playlist?app=desktop&list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>
(文部科学省)

10 情報化に対応する教育の推進

- 情報化社会の新たな問題を考えるための教材〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm (令和2年 文部科学省)
- 小学校プログラミング教育の手引き (第三版) (令和2年2月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1403162.htm
- 教育の情報化に関する手引 — 追補版 — (令和2年6月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料 (令和2年9月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html
- インターネットトラブル事例集 (2022年版) (令和3年 総務省)
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/torouble/
- 小学校を中心としたプログラミング教育ポータル (文部科学省、総務省、経済通産省)
<https://miraino-manabi.mext.go.jp>
- StuDX Style スタディーエックス スタイル (文部科学省)
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和4年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/content/20220304-mxt_shuukyo01-100003157_1.pdf
- 子供の学び応援サイト～学習支援コンテンツポータルサイト～ (文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

11 研修の充実

- 言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】 (平成22年12月 文部科学省)
- 言語活動の充実に関する指導事例集【中学校版】 (平成23年5月 文部科学省)
- 校内研修活性化のためのアイデアブック (平成28年3月 青森県総合学校教育センター)
- 校内研修活性化のためのツールブック (平成29年3月 青森県総合学校教育センター)
- 教職員の学び応援ページ (独立行政法人 教職員支援機構 NITS)
<https://www.nits.go.jp/service/manabi/>

12 複式教育

- 第34集 へき地・複式教育ハンドブック (事例編) (平成21年3月 青森県教育委員会)
- 第35集 へき地・複式教育ハンドブック (授業実践編) (平成23年3月 青森県教育委員会)
- 第36集 へき地・複式教育ハンドブック (算数科編) (平成25年3月 青森県教育委員会)
- 第37集 へき地・複式教育ハンドブック (国語科編) (平成27年3月 青森県教育委員会)
- 第38集 へき地・複式教育ハンドブック (社会科・理科・生活科編) (平成29年3月 青森県教育委員会)
- 第39集 へき地・複式教育ハンドブック (一般編) (平成31年3月 青森県教育委員会)
- 第40集 へき地・複式教育ハンドブック (事例編) (令和4年3月 青森県教育委員会)

13 その他

- コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～ (平成30年9月 文部科学省)
- これからの学校と地域～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～ (令和2年3月 文部科学省)
- コミュニティ・スクールのつくり方～「学校運営協議会」設置の手引き 令和元年度改訂版～ (令和2年10月 文部科学省)
- 今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動—地域学校協働活動ハンドブック— (平成31年3月 青森県教育委員会)
- 地域学校協働活動パンフレット (令和元年7月 文部科学省)
- つながろう！ひろげよう！みんなでつくる地域学校協働活動
地域学校協働活動ハンドブック～実践編～ (令和5年1月 青森県教育委員会)

令和5年度 学校訪問実施要項

1 基本方針

学校訪問を通して、管内小・中学校の現状と教育的課題を把握し、指導・助言を行うことにより、教育活動の充実と教員の資質向上を図る。

2 学校訪問の実施

計画訪問及び要請訪問については、関係市町村教育委員会と協議の上実施する（ただし、横浜町の小・中学校を除く）。

	①計画訪問	要請訪問			⑤帯同訪問
		②研修	③教育課程等	④生徒指導等	
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における教育目標具現化に向けた構想についての共通理解 ○学校の教育課題の把握と取組に対する指導・助言 ○授業参観と教科指導に対する指導 ○「上北の教育」学校教育指導の方針と重点に係る説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修計画に基づく校内研修の進め方に対する指導・助言 ○検証授業と研究協議に対する指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的なカリキュラム・マネジメントの推進を図る教育課程編成・改善に向けた指導・助言 ○教育課程に係る現職研修（キャリア教育、特別支援教育等）における指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導に関わる取組に対する指導・助言 ○生徒指導に係る現職研修（教育相談、特別支援教育等）における指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○十和田市、三沢市、七戸町、東北町の小・中学校各1校の計画訪問への同行
及実施回数時期	各学校に対して、5月から7月までの間に1回行う。	希望する学校に対して、2回以内で行う。（更に要請したい場合には、相談に応じる。）	希望する学校に対して、1月から3月までの間に1回行う。	必要に応じて、随時行う。	市町村教育委員会の計画による。
日程	原則9:00～16:00の必要な時間。	学校の計画による。	学校の計画による。	学校の計画による。	市町村教育委員会の計画による。
準備資料	<ul style="list-style-type: none"> ア 学校経営・運営の重点に関する資料 イ 指導案(A4判1枚程度) ウ 方針と重点に係る取組状況(一覧) エ その他必要と思われる資料 	指導案等、研修に必要な資料	目的に応じた資料	目的に応じた資料	市町村教育委員会の規定による。
備考	①について 当日の日程等を記した学校訪問計画書と準備資料のア～ウを、訪問日の7日前までに必要部数（訪問者数+1部）を、事務連絡で教育課長宛てに「学校訪問資料」と封筒に朱書きして提出する。準備資料エは、当日までに準備する。 ②③④について 派遣依頼文書を、訪問日の3週間前、準備資料を7日前までに上北教育事務所長宛てに提出する。 ⑤について 準備資料（1部）を、事前に上北教育事務所担当者宛てに送付する。				

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて

1 スクールカウンセラーについて

(1) スクールカウンセラー配置事業の目的

市町村立小・中学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置・派遣し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸課題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

(2) 計画的に派遣するスクールカウンセラー

スクールカウンセラー配置・派遣事業実施要項に基づき、管内全ての市町村立小・中学校に派遣する。

(3) 緊急対応のためのスクールカウンセラー

ア 派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課がスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、県教育委員会にスクールカウンセラー緊急派遣申請書を提出する。

ウ 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）を3部作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月にかかる場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに所管する市町村教育委員会及び県教育庁学校教育課並びに教育事務所へ1部ずつ提出する。

エ 庶務

スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償及び手当の支給並びに社会保険法、厚生年金法に規定する保険料に関する手続は県教育庁学校教育課が行う。労働者災害補償保険法に関する手続は、教育事務所が行う。

2 スクールソーシャルワーカーについて

(1) スクールソーシャルワーカー配置事業の目的

公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

ア 派遣

スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項に基づき、必要に応じて教育事務所が所管する小・中学校及び関係機関等にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、教育事務所にスクールソーシャルワーカー派遣申請書を提出する。

ウ 庶務

スクールソーシャルワーカーの報酬及び旅費（費用弁償）の支給並びに災害補償に関する手続は、教育事務所が行う。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにおける手続き等の詳細については、市町村教育委員会又は上北教育事務所担当指導主事までお問い合わせください。

特別支援教育巡回相談員の派遣について

1 趣 旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）を設置し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校の校内支援体制の充実を図るための制度である。巡回相談員は、小・中学校等からの要請に応じて訪問し、助言、援助等を行う。

2 巡回相談員の派遣

- (1) 派遣期間・・・原則として、6月～12月の平日午後
- (2) 派遣回数・・・原則として1校につき2回まで
- (3) 主な職務
 - ア 通常学級・特別支援学級担任等への助言・援助
 - イ 校内支援体制に関する助言・援助
 - ウ 特別支援教育に関する情報提供
- (4) 留意事項

- ・上北教育事務所では、巡回相談員が計画的に訪問できるよう、提出書類の締切りを設定し、要請を取りまとめることとしている。ただし、巡回相談員の派遣は原則として随時行うものであり、必要に応じて、締切り以降でも要請を受け付けるので、その際は、上北教育事務所担当者に電話で連絡すること。
- ・特別支援学級担任者が新担当者である場合は、原則として要請すること。（校内で助言・援助等が可能な学校については、その限りではない。）
- ・1回の訪問で、複数の学級についての助言・援助は行わない。
- ・多面的・多角的な助言・援助のために、1回の要請に対して、複数名の相談員が訪問する場合がある。
- ・巡回相談員が児童生徒の変容や指導の状況等を的確に捉え、助言・援助等を行うため、可能な限り、1校につき2回の訪問となるように要請すること。
- ・訪問終了後、巡回相談員から管理職に対して、助言等の内容を報告をする。その際、管理職の他、児童生徒の指導に係る職員等も積極的に参加し、情報共有に努めること。
- ・巡回相談員の助言等の内容に基づき、特別支援教育校内委員会等での全職員による情報共有や校内支援体制の整備等、支援の充実を図ること。

3 要請手続き

- (1) 提出書類（様式のデータは、電子メールで各小・中学校に送付します。）
 - ア 特別支援教育巡回相談員の派遣要請書（様式第1-1号）
 - イ 特別支援教育巡回相談フェイスシート（様式第1-2号）※対象の児童生徒毎に作成
- (2) 提出先及び部数
【管内小・中学校】→ 所管の市町村教育委員会教育長宛て、各2部提出
【三本木高等学校附属中学校】→ 上北教育事務所長宛て、各2部提出
- (3) 提出期限
4月20日前後
- (4) 留意事項

- ・提出書類については、相談内容や児童生徒の状況等が具体的に分かるように記載すること。

4 派遣要請書提出後の流れ

(1) 日時等の決定について

- ア 5月上旬の巡回相談員連絡協議会で訪問校を決定
- イ 派遣要請校の担当者と巡回相談員で連絡を取り合い、訪問日時を決定
- ウ 上北教育事務所より関係小・中学校に訪問日時等を正式通知

(2) 留意事項

- ・イで、訪問日時を決める際は、要請校から先に巡回相談員に連絡すること。
- ・日時の急な変更がないようにすること。
- ・訪問日の前に、必要に応じて、電話やメール等により打ち合わせを行うこと。(助言を希望する事項、当日の準備物、日程の確認など)

5 訪問終了後の提出書類

(1) 提出書類 (様式のデータは、電子メールで各小・中学校に送付します。)

巡回相談員活用報告書 (様式3)

(2) 提出先及び部数

【管内小・中学校】 → 所管の市町村教育委員会教育長宛て、1部提出
→ 上北教育事務所長宛て、2部提出

【三本木高等学校附属中学校】 → 県教育委員会教育長宛て、1部提出
→ 上北教育事務所長宛て、1部提出

(3) 提出期限

訪問終了後2週間以内

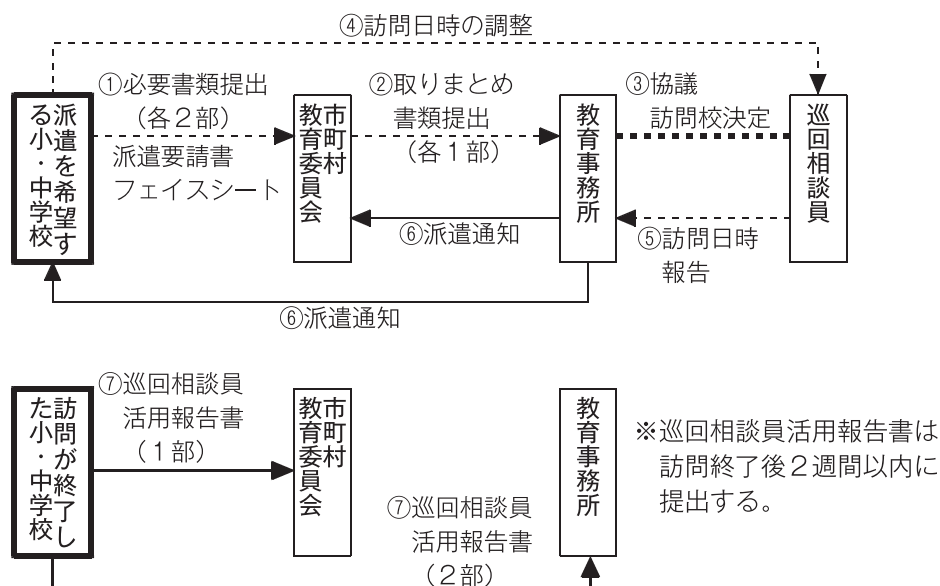
(4) 留意事項

- ・訪問日ごとに、活用報告書を提出すること。(2回訪問の場合は、それぞれの訪問日の2週間以内に提出すること。)

6 その他

- ・巡回相談員の学校を訪問して授業を参観したり、指導を受けたりすることもできる。(学校配分旅費)
- ・巡回相談員の訪問に係る旅費は上北教育事務所が負担する。

【手続き等の流れ】 ※附属中学校は手続きが異なる場合があるので、上北教育事務所担当者と確認しながら行うこと。



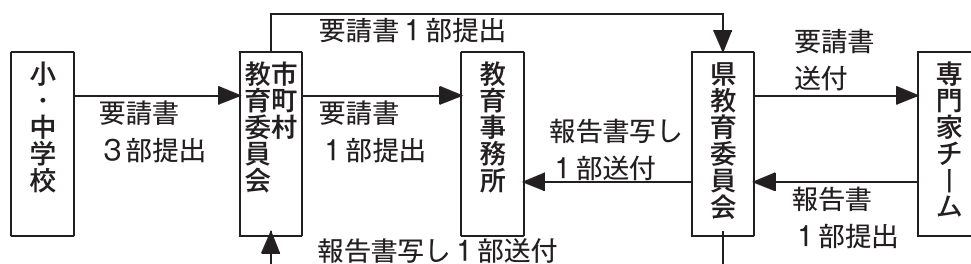
特別支援教育専門家チームについて

1 特別支援教育専門家チーム設置要項（抜粋）

- 設 置
公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を、専門的立場から支援するとともに、各校の校内支援体制の整備及び支援の充実を図るために、専門家チームを設置する。
- 委 嘱
専門家チームの委員は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が委嘱する。
(1) 大学教員 (2) 県教育委員会指導主事 (3) 学識経験者
- 職 務
専門家チームは、次の職務を行う。
(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導内容・方法、学級経営等に関する学級担任等への助言・援助
(2) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校内支援体制の整備に関する助言
(3) 発達障害等の障害理解や支援に関する情報提供及び理解啓発
(4) その他発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の校内支援体制に関すること
- 派遣要請（公立幼稚園、小学校、中学校の場合）
公立幼稚園長、小・中学校長は、設置者である市町村教育委員会を通して特別支援教育専門家チーム派遣要請書（第1号様式）により、県教育長へ派遣を要請するものとする。
- 派 遣
県教育長は、専門家チームの派遣要請を受け、必要と認める場合、専門家チームの委員を公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ派遣するものとする。
- 派遣に関する旅費
専門家チームの委員の派遣旅費は、県教育庁学校教育課が負担する。

2 専門家チームの派遣手続き

- (1) 公立小・中学校
公立小・中学校の校長は、専門家チームの助言等を必要とする場合は、専門家チーム派遣要請書（第1号様式）を市町村教育委員会教育長へ3部提出すること。
- (2) 市町村教育委員会
市町村教育委員会は、公立小・中学校から提出された要請書3部のうち、それぞれ各1部を県教育委員会教育長及び教育事務所長宛てに提出すること。
また、もう1部は市町村教育委員会で保管すること。
- (3) 専門家チームの報告書について
県教育委員会は、専門家チームから提出された報告書の写しを、関係する市町村教育委員会教育長及び教育事務所長宛て送付する。
市町村教育委員会及び教育事務所は、報告書を保管すること。



※ 専門家チーム派遣要請書（第1号様式）の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードできます。

事故、感染症等の報告

1 児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合

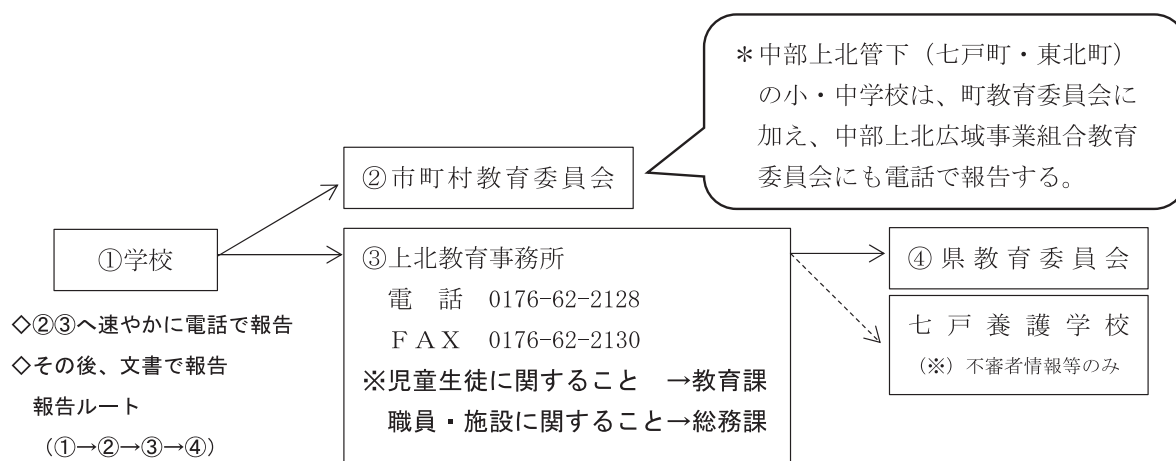
「主な事故等」

各種事故、事件、違反、生徒指導上の問題行動等
火災、地震、台風、津波、弾道ミサイル等

左記に関し、以下(1)又は(2)のどちらに当たるかを判断し報告する。

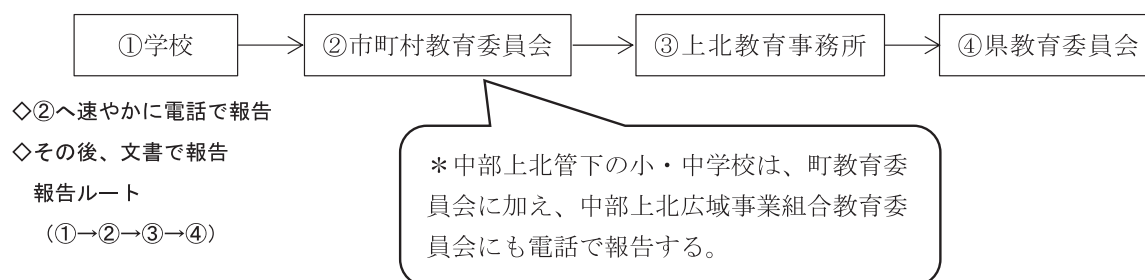
(1) 緊急を要する場合

- * 自然災害等により、人的被害や学校施設等に甚大な被害があった場合、臨時休業や時間短縮の措置をとった場合
- * 重大な事故や事件等が発生し、緊急車両等を要請した場合
- * 職員が重大な交通違反や人身事故等を起こした場合



(2) 緊急を要しない場合

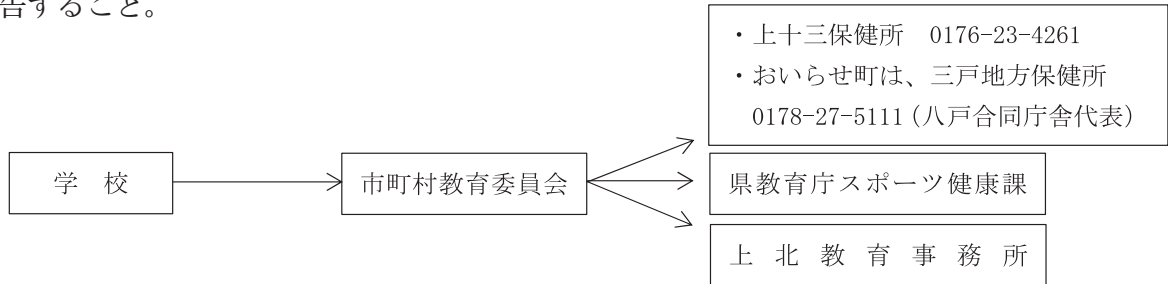
- * 自然災害等により、学校施設等に被害があった場合
震度5弱以上(※)の地震の場合は、被害なしでもその旨を速やかに報告する。
(※各市町村における震度)
- * 軽微な事故等が発生し、緊急車両等を要請した場合
- * 職員が軽微な交通違反や物損事故等を起こした場合



2 感染症、食中毒等の場合

下記(1)~(4)について、生命に関わる症状を呈した場合や報道発表が予想される場合は、学校から上北教育事務所にも、直接電話で報告する。その上で、文書報告については、(1)~(4)に記載の方法による。

- (1) **新型コロナウイルス感染症・集団かぜ（インフルエンザ様症状）の発生時**
 学校において集団的な措置（臨時休業等）をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。

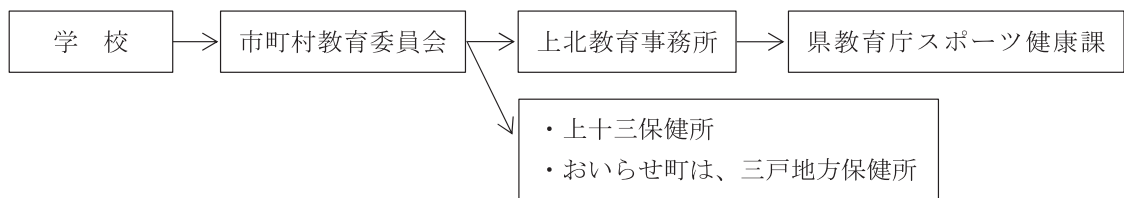


- ① 学校で「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、PDFを作成後、市町村教育委員会へ電話で報告する。
- ② 市町村教育委員会は、保健所、県教育庁スポーツ健康課及び上北教育事務所へ電話で報告する。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応等については、随時見直しを行っているため、常に最新の情報に注意すること。

(3) 麻しん・風しんの発生時

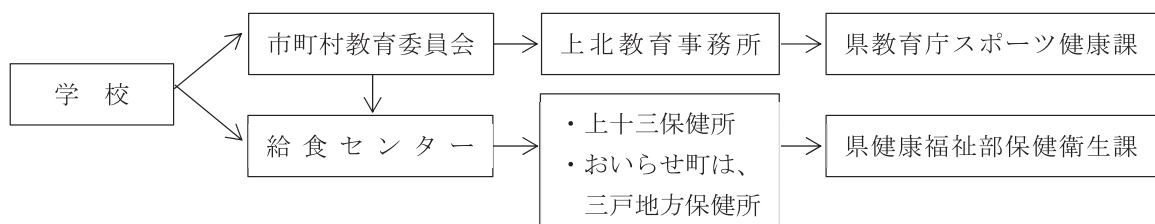
欠席等の連絡があった場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。



- ① 電話で一報を入れた後、FAX又はメールで様式1（P36）を提出する。
- ② 集団的な措置（臨時休業等）をとる場合、電話で一報を入れた後、FAX又はメールで様式2-1（P37）を提出する。

※ 「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力は、確定診断後にお願いします。

(3) 食中毒・給食への異物混入等の発生時



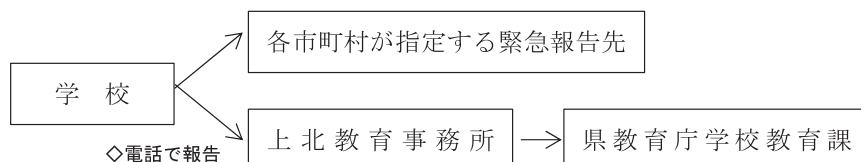
電話で一報を入れた後、把握している範囲で様式(P38)に情報を記入し、FAX又はメールにて速やかに報告する。

※ (1)~(3)について、上記の報告ルートの基本とするが、各市町村のマニュアルを優先する。

3 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合

*学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合

*学校の敷地内で死亡している野鳥などを発見した場合



◇留意事項

- ① 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。また、死亡していた野鳥が検査対象外であっても、処理後は発見場所を消石灰(水酸化カルシウム)で消毒すること。
- ② 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにするため、放し飼いをしない、飼育施設に糞尿の落下を防ぐ屋根を設ける等の適切な措置を講じること。

4 その他

クマ、大型のイヌ、サルなどの鳥獣類の出現により、臨時休業や集団下校などの措置を講じた場合は、速やかに市町村教育委員会及び上北教育事務所へ電話で報告する。

送 付 票

_____あて

学校・保育所名 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

担 当 者

患者居住地	(市・町・村)		
学年 (年齢)・性別	年 (歳)	男 ・ 女	
麻しん・風しんワクチン接種歴	あり ・ なし ・ 不明		
発症年月日	令和 年 月 日		
最終登校年月日	令和 年 月 日		
医療機関受診の有無	あり ・ なし 受診医療機関名 ()		
診断年月日	令和 年 月 日		
主症状 (該当するものに○をして下さい)	(麻しん (はしか) ・ 風しん) 1、発熱 2、咳 3、鼻汁 4、くしゃみ 5、結膜充血 6、眼脂 7、発疹 8、その他 ()		
通学・通園 (所) 方法 (該当するものに○をして下さい)	1、徒歩、自転車 2、自動車 (自動2輪も含む) 3、電車 (線 駅～ 駅) 4、バス (線 ~) 5、その他 ()		
クラブ・部活動等の状況			
備考:			

様式2-1 (麻しん・風しん)の発生及び措置状況

※【新規発生・継続発生・再発生】

学校名	立	学校	校長名		電話	-	-	
届出年月日	年	月	日()	担当者名	FAX	-	-	
措置対象集団の罹患状況 (措置がとられる直前の状況について計上する。対象の学年、学級が複数の場合は合計数を記入する。)				B 患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。)				
A 在籍者数			名	学年組	在籍数	患者数	欠席者数 (出席停止者数)	遅刻・早退
B 患者数(欠席・遅刻・早退を含む)			名					
C 欠席者数 (再掲：出席停止者数)			名 ()	年 組			()	
D 遅刻・早退者数			名	年 組			()	
患者数、欠席者数及び遅刻・早退者数は下記により計上すること。 (1) 患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及びり患登校者数を含め計上する。 (2) 欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんでないことが明らかである場合は計上しない。 (3) 出席停止者数には、麻しん・風しんにより出席停止とされた児童・生徒がいる場合に再掲する。 (4) 出席停止とされた児童、生徒については、送付票(様式1)についても報告する。				年 組			()	
				年 組			()	
				年 組			()	
				計			()	
※措置状況 対象及び 期日	1 学校閉鎖			月	日	～	日	
	2 学年閉鎖		()年	月	日	～	日	
			()年	月	日	～	日	
			()年	月	日	～	日	
	3 学級閉鎖		()年 組)	月	日	～	日	
		()年 組)	月	日	～	日		
		()年 組)	月	日	～	日		
		()年 組)	月	日	～	日		
※ 学校医の指導		受けた		受けていない				
※ 保健所への連絡		連絡した		連絡していない (市町村立学校については市町村教育委員会・県立学校については県教育委員会が記入する)				

※該当事項を○で囲み、必要事項を記入する。

食中毒・経口感染症等の報告（市町村立）

報告者 (教育事務所)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 教育事務所 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)			
↑				
報告者 (市町村教育委員会)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 教育委員会 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)			
↑				
報告者 (学校)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 立 学校 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)			
学校名	立 学校 校長名			
発生日時	令和 年 月 日 ()			
児童生徒の罹患・通院の状況	学校が複数にわたる場合は学校毎に記載	児童生徒の罹患状況 (月 日現在)	おもな症状	
	学年 在籍	欠席者 出席者 入院 通院 通院	※該当箇所に○ 腹痛・下痢 吐き気・おう吐 発熱・発疹 その他の症状 []	
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
計				
措置状況	学校医の指示事項			
	学校がとった措置			
	市町村教育委員会がとった措置			
	保健所の指示			
その他参考となる事項				

※学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。